

合同会社日本商事 定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、合同会社日本商事と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 ホームページ作成業務
- 2 インターネットを利用した通信販売業
- 3 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都文京区に置く。

(公告をする方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 社員及び出資

(社員の氏名、住所、出資及び責任)

第5条 社員の氏名及び住所、出資の価額並びに責任は次のとおりである。

社員の氏名	日本太郎
社員の住所	東京都品川区戸越銀座丁目6番-203号
出資の価額	金50万円
責任	有限責任社員

社員の氏名	鍬形新兵
社員の住所	東京都渋谷区宮益坂6丁目5番3号 宮益レジデンス603号
出資の価額	金50万円
責任	有限責任社員

(社員の責任)

第6条 当社の社員の全部を有限責任社員とする。

第3章 業務執行権及び代表権

(業務執行社員)

第7条 業務執行社員は次の通りとし、当社の業務を執行するものとする。

社員 日本太郎

社員 鍬形新兵

(代表社員)

第8条 代表社員は業務執行社員の互選をもって、これを定める。

第4章 社員の加入及び退社

(社員の加入)

第9条 新たに社員を加入させる場合は、総社員の同意によって定款を変更しなければならない。

(任意退社)

第10条 各社員は、事業年度の終了の時に退社をすることができる。この場合においては、各社員は、2か月前までに会社に退社の予告をしなければならない。
②前項の規定にかかわらず、各社員は、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社することができる。

(法定退社)

第11条 各社員は、会社法第607条の規定により、退社する。

第5章 計算

(事業年度)

第12条 当会社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

第6章 その他

(定款に定めのない事項)

第13条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法の規定による。

以上、合同会社日本商事設立のため、日本太郎外1名の定款作成代理人である行政書士加川逸芳は電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

平成20年10月1日

有限責任社員 日本太郎

有限責任社員 鍬形新兵

上記代理人 行政書士 加川逸芳

(登録番号 第02084348)